

# 『皇本論語疏考異』一卷について

高橋 均

## はじめに

本稿は、中央研究院歴史語言研究所傅斯年図書館に所蔵される佚名撰『皇本論語疏考異<sup>(1)</sup>』一卷についての検討と、清代の『論語義疏』研究史上における本書の位置づけをはかることを目的とする<sup>(2)</sup>。

## 一 清代における『論語集解義疏<sup>(3)</sup>』の伝来とその反応

『皇本論語疏考異』（以下論語疏考異と略称する）は、「佚名撰」とあるように、撰述者、撰述時期などいずれも明らかではない。そこで、本書の検討に先立って、清代の論語義疏研究の概要を見ておくこととする。

清代の論語義疏研究は、根本遜志（?—明和元年〔1764〕）によって寛延三年（1750）に校正刊刻された『論語集解義疏』が、中国に逆輸入されてから始まる。この書に接した当時の中国の学界の反応はといえば、長いこと佚書であった論語義疏の突然の出現に驚喜する人がいて、またその真偽を疑う人もいるという状況であった。しかし四庫全書に収められ、武英殿で刊刻され<sup>(4)</sup>、さらに知不足齋叢書に収められる間に、新資料である論語義疏についての研究が行われるようになった<sup>(5)</sup>。

それらの研究をみると、王鳴盛（1722—1797）、錢大昕（1728—1804）、孫志祖（1737—1801）らによる、論語義疏の概括的な研究から始まり、やがて論語義疏と当時中国に通行していた論語との本文の比較研究が行われるようになった。それというのも論語義疏の経・注の字句が、当時の中国の人が見ていた論語と異なっていたからである。こうした研究は、その形式から見ると、前者が伝統的な「隨筆」の形をとるのに対して、後者は「校勘記」の形をとるといふ異なりがある。ここでわざわざその形式の差異に触れるのは、後者に、ほぼ同時に中国に伝わった、山井鼎『七經孟子考文補遺』の影響が大きいとみるからである。

今見ることができる論語義疏にかかわる本文研究として、呉騫（1733—

1813)の『皇氏論語義疏參訂』十卷、翟灝(?-1788)の『四書考異』上下編、阮元(1764-1849)の『論語注疏校勘記』、桂文燦(?-1886)の『論語皇疏考證』十卷、そして本稿で取りあげる、佚名撰『皇本論語疏考異』などがある。

呉騫の論語義疏參訂は、その書名からも明らかなように、論語義疏の経・注・疏についての専著である。その形式は、各章ごとに義疏の経・注・疏が条目として立てられ、経・注については「今本」との対校が記され、詳細な考證が加えられている。この本は従来見ることの難しい資料であったが、さいわい2002年に『續修四庫全書』153に収められて、広く見られるようになった<sup>(6)</sup>。

翟灝の四書考異<sup>(7)</sup>は、その「上編 總考 前人考異本」に、「武林汪君鵬航海至日本國、竟購得以歸、上遺書局。長塘鮑君廷博、槩其副於知不足齋叢書中、以初櫪一本見餽、不啻獲珍珠船也」といい、鮑廷博から論語義疏を贈られたことの喜びを記し、また「古注朱註略説」では、「有自日本國得侃疏本上獻者、六百餘年論失古書、重得爲下士所見、誠厚幸哉。經文中助辭每有溢出、字體如悅智導汝齋遜等、頗從晚近」といい、600年来失われていた佚書の論語義疏が出現した喜びと、さらに論語義疏経文の助字、字体の異なりに言及する。「下編 條考」は校勘記である。その形式は、経文が条目として立てられ、対校資料として義疏本、石経、釈文などが用いられている。その対校資料のなかでも、とりわけ大きな比重を占めているのが義疏本、すなわち論語義疏である。この四書考異は、乾隆34年(1769)の杭世駿の序を付して乾隆46、7年ごろに刊行され<sup>(8)</sup>、また「下編 條考」部分は、『皇清經解』にも収められて広く世に行われた。

阮元の論語注疏校勘記(以下校勘記と略称)も翟灝の四書考異と同じく、その対校本は論語義疏に限定されるものではないが、校勘記序の「引據各本目錄」の四番目に、『宋石經』に続いて『皇侃義疏』十卷 日本寛延庚午根伯脩遜志校刻每葉十八行每行二十字前有彼國人平安服元喬斂』と記され、事実校勘記中にも対校本のひとつ「皇本」として頻出することからも、論語義疏が重視されていることがよくわかる<sup>(9)</sup>。その形式は、経・注・正義が各章ごとに条目として立てられ、経・注については、義疏が対校本の一本として用いられている。阮元の論語校勘記<sup>(10)</sup>については、阮元が嘉慶中(1796-1820)に宋版『十三經注疏』を重刻した際に合わせられ、以来世に広く行われていることは周知のとおりである。

桂文燦の論語皇疏考證(以下皇疏考證と略称)は、書名が示すように皇侃の

義疏を中心に取りあげたものである。その自序に、「文燦嘗證其所長、考其所短、皆平心以求其是、不敢存墨守之見、仍依皇氏釐爲十卷、治論語者尙其訂之」といい、さらに「異時尙有重刊皇疏者、或以拙語附于卷末、則固未敢自信也」というから、十三經注疏の卷末に阮元の校勘記が付されるように、論語義疏が重刊された際に、皇疏考證が卷末に付されることを自負していたのだろう。桂文燦の皇疏考證には、道光25年（1845）の自序があるから、そのころ撰述されたのであろうが、長く鈔本として伝えられていたものが、『庚辰叢編』の一編として、民国29年（1940）に趙詒琛・王大隆の編輯、そして王大隆の跋を付して刊刻されて、ようやく世に行われるようになった。皇疏考證は、論語義疏参訂、四書考異、校勘記などとは異なって、論語義疏の解説に重点があり、異文を示すことに重点は置かない。たとえば「學而等篇名篇」条では、「皇氏」の説を中心として論語の篇の名づけられ方が論じられ、「學而篇人不知而不愠」条では、「皇氏」に異なる二説が記されること、そのどちらが優れているかが説かれ、そして「主忠信」条では、「皇氏」の説が鄭氏の義を失っていることが記され、「未若貧而樂富而好禮者也」条ではじめて「皇本樂下有道字」と異文を記して、道字があるのは古論であろうと推定する。

#### 注

- (1) 『中央研究院歷史語言研究所善本書目』（編輯者・印行者 中央研究院歷史語言研究所 1968）に「皇本論語疏考異一卷一冊 佚名撰 朱絲欄舊鈔本」と記される。
- (2) 本書について、中央研究院が民国72年（1983）6月10日に作成したポジフィルムによつて、実物は未見である。ポジフィルムの入手について、当時台湾で在外研修されていた樋口靖氏（当時筑波大）のご尽力に預かった。年来論語義疏校勘記の作成を意図するわたしは、当然のことながら本書もその校勘記に収めることを考えているが、そう考えつつ時間が無為に過ぎてしまった。とりあえず本書についての紹介・評価の小論を記すことで、樋口氏への長年の怠慢をわびつつ、その責の一端を塞ぎたい。
- (3) 根本遜志は、旧抄本『論語義疏』を刊刻した際に、書名を『論語集解義疏』と改めたから、当時の清朝の人々は、この書を『論語集解義疏』とよんでいたはずであるが、本稿ではとくに混乱がない場合は『論語義疏』とする。
- (4) 『清代内府刻書目錄解題』（故宮博物院圖書館・遼寧省圖書館編著 紫禁城出版社 1995）に「清乾隆五十二年武英殿刻本」が著録される。武英殿刻本の卷末には、校勘を行った三人の「考證文字」が記されているという。
- (5) この当時の状況については、藤塚鄰『論語総説』（国書刊行会 1988）「第三章 皇侃の論語義疏と其の日本刻本の清朝經學に及ぼせる影響」に詳細な研究がある。
- (6) 拙著『論語義疏の研究』（創文社 2013）の「附論一 呉騫『皇氏論語義疏参訂』

十卷初探」は、この資料が統修四庫全書に収められるに当たって作成した『校勘記』と、それとは別に執筆した解題などを合わせて補訂したものである。

- (7) 四書考異は、「無不宜齋離本 武林竹簡齋藏板」(清刊本・架蔵)を用いた。
- (8) 四書考異の出版時期については、藤塚鄰『論語総説』「第三章 皇侃の論語義疏と其の日本刻本の清朝經學に及ぼせる影響」によった。
- (9) 校勘記序に「又屬仁和生員孫同元、推而廣之」と記すように、阮元は論語注疏校勘記の作成を孫同元に委嘱している。孫同元は、論語義疏の研究で先駆的役割を果たした孫志祖の子であるから、父の論語義疏についての研究が子に伝えられていたはずである。孫志祖の論語義疏研究については、前掲拙著「第四章 『經典釈文』「論語音義」と『論語義疏』」で言及した。
- (10) 阮元は、嘉慶2年(1797)に七經孟子考文を刻し、同11年(1806)に十三經校勘記243巻が完成した(『阮元年譜』張鑑等撰 中華書局 1995)。また阮元の『刻七經孟子考文竝補遺序』に「論語異多出皇侃義疏、洵爲六朝眞本」とあり、論語疏考異の撰述意図に通じる点がうかがえる。

## 二 佚名撰『皇本論語疏考異』の書誌概要

本書は、中央研究院歴史語言研究所傅斯年図書館で「善本」と位置づけられる稀覯書である<sup>(1)</sup>。「一卷一冊」と記されるように、全体で54葉、巻数で区切られておらず、これを「一卷一冊」とみる。一葉7行、行20字、『中央研究院歴史語言研究所善本書目』に「朱絲欄」とあるように、朱色<sup>(2)</sup>の飾枠の用箋が使われている<sup>(3)</sup>。また、「旧鈔本」として伝わっている本書は、いまだ刊刻されていない資料で、その点が、前節で紹介した論語義疏参訂などと異なる<sup>(4)</sup>。

本書は表紙を欠いていて、本文第1葉の1行目に大字で「皇本論語疏考異」とある。これを本書の書名とみるのであろう。次いで2行目に1字落として「經文考異」とある。ここに「經文考異」という4字があることは、本書にあたかもこれと並列する「注文考異」「疏文考異」があるように思えるが、そうした見出し句も、それに対応するような記述もない。また本書で取りあげることがらはすべて經文に限られ、集解・疏には及ばないから、「經文考異」という見出しは、本書の記述内容とも対応する<sup>(5)</sup>。この4字に続いて記される「自序」ともいうべき文章に見える撰述者の本書作成意図、またその文章の末尾の「去其疑益以見其真也、作經文考異(その疑わしきを除いて真の姿を示す、經文考異を作る)」などからみて、本書は「經文考異」のみで構成されていたものと思われる。いまはこの「經文考異」という4字を、「小題」とみておく。

「經文考異」という4字に続いて、3行目から2字落として3頁にわたり「經文考異」を作る目的が記される。この部分は、先にも触れたように内容から撰述者の序と判断できるので、「自序」と名づける。この「自序」についての検討は、次節で行う。

この「自序」に続く論語疏考異の「本文」は、まず「學而第一」のごとく篇名が記されるが、章名および章の区分を示す語はない。ついで大字で經文の断句が条目の形をとって引かれる。その条目の下に、小字で「今本」との比校の語句があり、行を換えて「按語」が大字で記される。次に比較的短い「本文」を学而篇から示そう。

其諸異乎人之求之與也 今本無也字

亦可崇敬也 今本無敬字

按孔安國曰言所親不失其親亦可崇敬

也據註文則古論當有敬字

不患人之不己知也患己不知人也 今本上句無也字下句無己字

按釋文曰或作患己不知人也與皇本下句合

本書は抄写の文字も整っていて、補訂、修正のたぐいはまったく見えず、また誤字や訂正もほとんどないから、この佚名氏の論語疏考異は、撰述者にとって未定稿本ではなくて、定稿本として完成していたものであろうと推測する<sup>(6)</sup>。

## 注

(1) 『中央研究院歴史語言研究所善本書目』「識語」に、以下のよう記す。

本所藏書逾二十四萬冊，皆人文科學之資料也。其中漢文舊籍約十之八，而善本圖書都凡二千三百餘部，二萬一千餘冊，即此目錄所著錄者是已。…以是此二萬餘冊，複本殊少，而罕見之秘笈特多。…藏書家亦實爲善本者，本所則罕有之。

(2) これは『善本書目』の記述に従っていて、実見しての記述ではない。

(3) 本書は、表紙を欠く。書形縦23, 85cm×横14, 9cm。外框縦18, 5cm×横11, 4cm。版心下部に「請閱覽」三字の記された用箋が用いられている。蔵書印①「史語所收藏／珍本圖書記」②國立中央研／究院歷史／語言研究所／圖書之記」。

以上の記事については、吉原丈司氏を通じて、沈佳姍氏（中央研究院）のご教示によった。記して謝意を示す。

(4) 本書と同種の資料が他に存在するかについては、調査していない。

(5) 論語義疏の經・注・疏について、当時中国に通行していた論語のテキストと比較し、その異文を明らかにすることに意味を認めるのが、呉騫「皇氏論語義疏參訂」以下の考えであるが、本書にはそうした考えはなかったようである。

(6) ポジフィルムで見るとかぎり、本書に句読点に類するものは見えない。

### 三 「自序」から見る『皇本論語疏考異』撰述の意図

本節では「自序」の検討を通じて、佚名の撰述者が論語疏考異を作った意図・目的を明らかにする。

「自序」はまず初めに、漢代の齊論、魯論、古論の三家に触れて、その全容が明らかにしがたくなっていることを述べた後に、次のように記す。

今所傳者、魏何晏集解本、而經文已非盡何之舊也。盖自輟轉流傳、唐初率多異讀、見陸氏釋文。至宋邢昺因何為正義、復不能考而訂之也。故今所誦習乃可謂之邢本也。(今伝わっているのは、魏の何晏の集解本であるが、經文はすでに何晏の当時のままではない。思うに、多くの人の手を経てより、唐初に異讀が多くなっていたことは、經典釈文からわかる。宋の邢昺は集解を手がかりに正義を作ったが、集解の校訂をすることはできなかった。それゆえ今読まれているテキストは、邢本にほかならない)

何晏の集解本を標榜しながら、その実、本来の姿は失われていて、通行するのは邢昺の正義本である、ということばは当時の中国の実情を示して、痛切である。続いて朱熹の集注について次のようにいう。

朱子集注、陳淳雖稱其遍閱諸家、一字一句皆抄掇為之、而所列經文則蔑有異於邢本也。(朱子の集注は、陳淳によれば、諸家の説を広く参照し、一字一句を選んで作ったというが、記される經文は邢本にほかならない)

朱子の集注に限らず、当時中国に存在したテキストが、付されている注釈は異なっても、その經文を取りあげれば、邢本に帰一するというこの発言は、確かにそのとおりである。あるいは唐開成石經に帰一する、といってもいいかもしれない。そうした満たされぬ思いのところに突如出現したのが、皇侃の論語義疏であった。その皇侃の論語義疏はどのようなテキストなのか。

乃今皇氏之疏則固先邢氏數百年而作也。讀其經文字句與邢異者、輒有意理也。則知梁去魏近、淵源有自、其為平叔舊本可信也。故今條而次之、欲以存何本之舊也。(この皇氏の疏こそ邢氏より数百年前に作られたものである。その經文の字句を読んでみて、邢本と異なることには一理ある。というのも梁は魏に近い分、抛りどころもたしかで、まちがいなく何平叔の旧本であると確信する。そこで問題の個所を一条ずつ配列し、何本の旧来の姿を示そうと考える)

さらに「自序」は、皇本と「今本(通行本)」を比べて生じた疑問について、漢・唐・蜀石經や釈文の記事、經籍や字書の訓を参照し、誤りを弁別する、と

続ける。

ここまで「自序」を読んできて、論語疏考異を作る意図が明らかとなる。それは、新出資料である皇本を手がかりとして、本来の正しい何晏の集解本、すなわち論語の「旧本」を復元しようと試みることである。つまり論語疏考異を撰述する目的は、論語義疏をより正しく読むためでもなければ、論語義疏を読むための参照資料を作ることでもない。その点で、先に触れた呉騫の論語義疏参訂や桂文燦の論語皇疏考證、また翟灝の四書考異や阮元の校勘記とは、明らかに異なる意図でもって作られたものなのである。それを端的に示すのが、微子篇「何徳之衰也……」条下に記された次の語であろう。

今得皇疏出而何氏之真本如觀、又得蔡碑在而皇氏之単本足證、不可謂非藝林快事也。(このたび皇疏が出現して何氏の真本を目の当たりにするようであり、さらに蔡邕の碑文によって皇本のテキストが確かめられたことは、芸林の快事といえよう)

次に、撰述者のこうした考えに沿って作られた「本文」についてみてみよう。

#### 四 『皇本論語疏考異』 「本文」の検討

本節では、「本文」にかかわる問題をいくつかに分けて論を進める。

##### (1) 論語疏考異「本文」の記述

先に例文に示したように、「本文」は、取りあげる皇本經文の一条をまず記し、その下に対校本である「今本」との対校結果が記述される。「今本」が、当時中国に通行していた集解系のテキストであることは、「今本」と区別して二箇所「朱注(註)本<sup>(1)</sup>」が現れることから明らかである。続いて行を換えて、撰述者の考證が「按語」として加えられる場合がある。この「按語」は、皇本と「今本」との差異について、そのどちらが本来の姿を伝えるか判定することに主眼がある。こうした「按語」に加えて、時に「山井鼎論語考異」(すべてで19条)、「物觀論語考文補遺」(すべてで11条)などが参考として引かれる場合があり<sup>(2)</sup>、これらを合わせると「本文」で取りあげる条目は、すべてで288条となる。

「本文」は、論語義疏と「今本」とを比較したものであるから、結果として、翟灝の四書考異、阮元の校勘記などに記述される論語義疏との対校結果<sup>(3)</sup>と、きわめて類似したものとなっている。試みに論語疏考異が取りあげる条目と阮元の校勘記の經文部分の条目とを比べると、学而篇では全13条中の12条

(四書考異同じ)、為政篇では全9条中のすべて(四書考異は8条が一致)、八佾篇では全11条中の9条(四書考異は10条)で一致していて、学而篇で1条、八佾篇で2条について校勘記では漏れている条目があるというほどの差である。

## (2) 皇本と「今本」の文字の異同

論語疏考異が皇本と「今本」との文字を比較する目的は、皇本の文字が集解本旧本に近いことを明らかにすることにあつた。学而篇から例を示す。

可謂好學也已矣 今本無矣字

子貢問曰 今本無問字

未若貧而樂道 今本無道字

このように「今本」との文字の異同を示すが、必要に応じてそのどちらが集解本旧本に近いかを考証する。たとえば「未若貧而樂道 今本無道字」条には、次のような「按語」が付される。

按下文註孔安國曰、能貧而樂道、富而好禮者、能自切磋琢磨者也。據此則古論當有道字。唐石經、亦作貧而樂道、與此合。

ここで撰述者は、皇本に「貧而樂道」と「道」字があり、「今本」に「道」字がないことを取りあげ、その是非の判定を集解に求めている。それというのも、撰述者の手元には中国に通行するテキスト「今本」と日本から伝わった論語義疏との二系統のテキストが存在するだけで、判定に供する第三のテキストがないから、集解に拠りどころを求めざるをえないということでもある。そして集解に「道」字があることから、皇本を認めて「古論<sup>(4)</sup>」には「道」字があつたはずであると推測する。

ただ「按語」末尾で、唐石經も「貧而樂道」と作り、皇本と合するという指摘については、中国で通行するテキストの元をたどれば唐石經であるから、唐石經は「今本」と合するはずで、皇本と合することは考えられない。そうした眼で今唐石經の拓本を見てみると、その「道」字は「樂」字下の傍らに小字で補ったものであるから、ここは正しくは、「唐石經補刻」が皇本と合するというべきであろう。こうした点は日本の古抄集解本<sup>(5)</sup>、あるいは敦煌本論語集解<sup>(6)</sup>をまって始めて明らかになることであり、当時の資料上の限界からしてやむをえないことであつた。

また雍也篇の

汝得人焉耳乎哉 今本無哉字



についての「按語」は次のようである。

按皇本註孔安國曰、焉耳乎哉、皆辭也。則古論有哉字。即此推之、知皇本凡增多助語辭字、皆漢魏以來舊文、後人節去致失真耳、說互見第十八篇。皇本に「哉」字があり、「今本」に「哉」字がない。「按語」は集解を抛りどころに、「哉」字があるのを「古論」と推論する。論語義疏ばかりでなく日本に伝わる古抄集解本にも助字の多いことは認められるから、その限りではこの指摘は半ば正しい。ただ撰述者がいうように、これが漢魏以来の旧文で、「哉」字のないテキストは、後人が誤って節去したものであるとまでいうと、仮説としては面白いが、新出資料に過度に依拠した、やや平衡を欠いた見方といえようか<sup>(7)</sup>。

このように集解を抛りどころにして、二つのテキストの異同の是非を推論するが、論証の抛りどころとなっているのは集解に加えて、皇疏、釈文、石経、経書など広い範囲に及んでいることである。

皇疏を抛りどころに考證を加える例を、顔淵篇からあげよう。

令民信之矣 今本無令字

按皇疏云、雖有食有兵、若君無信、則民衆離背、故必使民信之也。釋疏意、舊本當有令字。

ここには、集解は付されていない。ただ皇疏の末尾が「故必使民信之也」となっていることから、皇本と同じく集解本の「旧本」には「令」字はあった、と推論するのである。

同じく顔淵篇に次のような例がある。

子曰君子博學於文 今本無君子二字

按釋文、一本作君子博學於文、邢疏亦云、然。正與皇本合。

皇本に「君子」の二字があり、中国通行の「今本」にはない、という差異である。ここで撰述者は、釈文の校語によって「君子」の二字をもつテキストがあることを示し、さらに邢昺の疏によって「君子」という二字をもつテキストがあり、それが皇本と一致することをいう。「君子」二字の有無については、開成石経以来、中国に伝わるテキストには「君子」二字がなく、日本に伝わる古抄集解本、論語義疏には「君子」の二字がある。ここから日本に伝わったテキストの系統には「君子」二字があって、それが釈文に反映していて、清人はそのことを釈文によって知ったのである。もし彼らが、日本に伝わる古抄集解本を見ることができたなら、そのことをここに大きく記したであろう<sup>(8)</sup>。

ここであらためて確認すれば、撰述者は皇本と「今本」との異同を示すこと

に主眼があったわけではなくて、目的はあくまでも皇本の経文が集解本旧本に近いことを論証することであり、その便宜として、「今本」すなわち通行本の経文と対比して示した、と見るべきことなのである。

### (3) 皇本と「今本」間に見える通用字体の差異

皇本と「今本」間の経文の異同もさることながら、撰述者がより注目したのは、通用字体の差異であった。通用字体の差異とは、撰述者が対校本とした当時中国で通行の「今本」が、「不亦悦乎」（学而篇）であるのに対して、皇本が「不亦悦乎」と「悦」字に作るというような、通用字と認定できる文字間の字体の差異をいう。

論語疏考異は、「不亦悦乎」の条目下に、「悦」と作る用例を「又第五篇、子悦。第六篇、非不悦子之道、子路不悦。第十三篇、近者悦、君子易事而難悦也、章内六悦字」というふうに、皇本から丹念に拾って例示する。このような皇本と「今本」との通用字体の異なりの例として、さらに「悌と弟」「導と道」「汝と女」「智と知」「遜と孫」「参と三」「無と毋」「継と洩」「彫と雕」（前が義疏）など、合わせて20字ほどを挙げて、用例がある場合にはそれを例示し、「按語」を加えている。なぜこうしたことが問題となるのか。それは、これまでも触れているように、当時中国に通行していた論語は、開成石経を起源とする同一系統のテキストであったから、こうした通用字体の差異は基本的に存在せず、せいぜい漢石経、經典釈文、あるいは諸文献に引かれた論語との間の差異が取りあげられ問題となるだけであった。それに対して、「不亦悦乎」のような論語テキストの存在を知るのは、論語義疏の伝来まで待たなければならなかった。もしこの時、日本に伝わる古抄集解本をも見ることができたならば、あるいは、論語義疏に倍する反響が起こったかもしれない。そうした状況を清人に間接的に知らしめたのが、『七經孟子考文』である。開成石経にもとづくゆるぎないテキストを、根底から疑わせるものとして、その書が当時の人々に与えた衝撃は計り知れないものがあつたはずである<sup>(9)</sup>。

それでは通用字体の差異についての考證は、どのように行われたか、例を「説と悦」の「按語」から見てみよう。

按許慎説文心部無悦字。言部説字云、説、釋也、一曰、談説。則漢以前悦釋之悦、即用談説之説。至宋徐鉉新脩字義、始有悦字。而註云、經典只作説、是今本論語从言从兌為正。但孟子已作悦、詩説憚女美、陸氏釋文云、又作悦、則二字得通寫。

説文に、説字はあっても悦字がないことを根拠に、漢以前では説字だけが使われていたこと、しかし詩経釈文に「説憚女美」の「説」を「又作悦」とあることから、唐初には説悦二字は通写されていたと結論づける<sup>(10)</sup>。

また、「今本」が「弟」と作り、皇本が「悌」と作ることにしても、説文に弟字があっても悌字がないことをいい、悌字は後人が作ったものであること、しかし釈文を根拠に、唐初には悌が存在したことを考證する<sup>(11)</sup>。こうした考證は、当時の資料上の限界を考慮すれば、相応の妥当性を認めることができるであろう<sup>(12)</sup>。

#### 4) 「海国本」という用語が示すこと

論語疏考異の撰述者は、当然のことながら論語義疏を指して「皇本」といつている。これは問題ないのであるが、時に「海国本」と呼ぶことが7例ある。たとえば八佾篇に次のように記す。

子入太廟 入太廟 今本太作大

按太古但作大、乃海國本誤刊加點。

問題は、「大廟」か「太廟」かということである。撰述者は、古くは「大廟」と作っていたから、漢魏の旧本である皇本が「太廟」と書くことはありえないと考えて、「按語」のなかに皇本と区別して「海国本」なるテキストを登場させて、その「誤り<sup>(13)</sup>」を指摘する。

子路篇にある次の例を見てみよう。

魯衛之政兄弟 今本弟下有也字

按此句無也字、於文太省、當是海國本脱去。

「兄弟」の下に「也」字があるべきで、それが無いのは「海国本」が脱したからである、という。この箇所、旧抄本論語義疏の足利本、また清熙園本にも「也」字はないから、根本遜志が誤ったわけではない。古抄集解本である正和本には「也」があり、なぜか論語義疏に欠けているのである。旧抄本論語義疏の経文は、時に古抄集解本とも異なっていて、その限りではかなり特異なテキストである。古抄集解本、敦煌本などの存在を知らない当時であっては、そこまでの判断は当然のことながら下すことはできなかった。

もうひとつ「海国本」の例を挙げる。述而篇の例である。

子温而厲

按釋文云、子温而厲、一本作子曰、皇本作君子。今觀海國本並不作君子。

其疏内亦有云子曰句、與陸説合。但亦無釋君子之義、未知陸氏何據、録以

存疑。

「子温而厲」については、釈文から二つのテキストが示される。一つは「子曰温而厲」と作るテキストの存在、もう一つは、皇本は「君子温而厲」であったということである。当時日本から伝わった論語義疏が、釈文のいう「皇本作君子」と作っていなかったから、清人の中に、この釈文を根拠に、日本伝本の偽作説が生まれた一条である<sup>(14)</sup>。撰述者は、日本伝本の皇本が「君子」と作らないことに疑念を抱きつつも、その一方で釈文の記述を否定することもできないから、両者を折衷して「海国本」という用語を用いたのであろうか。

こうしてみると、撰述者は日本から伝来した皇本に強い信頼を寄せつつも、時に皇本にわずかの疑念をもつ場合があった。しかしその疑念も、いずれも手の届かない海のかなたから伝わった異国の資料に対するものであれば、解決する手段もないもどかしさがあったはずである。こうしたことがない交ぜとなつて、「海国本」という用語を作り出したのではなかろうか。わたしは、この「海国本」という用語に、当時の清朝人が抱いた、自国では佚してしまつて見るこのできない資料を伝える海のかなたの国への思いを知るのである。

#### (5) 『七經孟子考文補遺<sup>(15)</sup>』を引く態度

本書は山井鼎『七經孟子考文』から、「山井鼎論語考異」として19条を引き、『補遺』から「物觀論語考文補遺」として11条を引いている<sup>(16)</sup>。その引文で興味あるのは、文末に「存參」の2字を加えていることである。例を学而篇、為政篇から示す。

詩云<sup>(17)</sup>、如切如磋

按山井鼎論語考異曰、古本詩云作詩曰。今所見本仍作云。存參。

而衆星共之

按物觀論語考文補遺曰、古本共作拱。今所見本仍作共。存參。

ここに引いた2条からも分かるように、撰述者の手元には「古本<sup>18)</sup>」に該当するテキストは存在しないから、記述内容を確認する手段はなく、そこで「存參」と記すのであろう。先にも触れたように、呉騫、翟灝、阮元といずれも七經孟子考文を引いているが、論語疏考異の撰述者は、「存參」の2字を加えることで、撰述者が確かめられることと、確かめられないことを区別しようとしているわけで、その点が、それまでの呉騫たちと異なっているといえる。さらにいえば、「海国本」という用語を用いることと考え合わせると、撰述者には、海のかなたの国の確認できない資料と、手元の確認できる資料との区別を立て

ようにする強い意識があったように思える。

#### (6) 『論語疏考異』の撰述者と撰述時期

以上の検討をふまえて、論語疏考異の撰述者とその時期について答が出るかとなると、残念ながらノーである。撰述者の意図、目的は、これまでも繰り返されし触れてきたように、皇本を手がかりにした中国では見出しえなくなった論語集解「旧本」の復元である。撰述者は自国に通行するテキストに疑念をもって、その疑念を国外からの新出資料で解決しようとした。作られた時期についていえば、論語義疏という新出資料に示している感動から見て、その書の伝来からあまり遠くない時期ではなかったか、と考える。そうであれば、本書は、1700年代後半、呉騫『論語義疏参訂』、翟灝の『四書考異』や阮元の『論語注疏校勘記』と近い時期に撰述されたものではないだろうか、というのが、わたしの推定である。

#### 注

- (1) 先進篇「曰敢問死」下に「今朱注本無曰字」とあり、堯曰篇「孔子曰不知命」下に「今朱註本無孔字」とある。
- (2) 山井鼎『七經孟子考文』および荻生徂徠『補遺』である。
- (3) いうまでもないことながら、論語疏考異が論語集解義疏を底本とし、「今本」を対校本とするのに対して、四書考異や校勘記はその逆になっている。
- (4) 本書では集解本より古いテキストという意味で用いているようである。
- (5) 鎌倉時代の古抄本である正和本『論語集解』には「道」字がある。
- (6) 李方『敦煌《論語集解》校證』（江蘇古籍出版社 1998）を参照。
- (7) たとえば敦煌本論語疏の経文は、「也」字などについては、他のテキストに比べて際立って少ない（参考・拙著『論語義疏の研究』第二章（一）「敦煌本『論語疏』経文の検討」）。また定州漢墓竹簡『論語』も、こうした助字は、現在通行するテキストと比べて少ない（参考・拙稿「定州漢墓竹簡『論語』試探（二）」大妻女子大学紀要第32号 2000）
- (8) この条について七經孟子考文は「(古本) 有君子二字、足利本同」と記して、「古本」及び足利本に「君子」二字が存することをいうが、四書考異、論語注疏校勘記、論語疏考異のいずれも七經孟子考文に言及していない。
- (9) 当時の中国通行の経書が、テキストとしてすべて唐・開成石経にもとづいていて、異本が存在しない状況のなかで、日本には開成石経以前のテキストが古抄本として伝わっていることは、論語だけに限らないことであった。清人に七經孟子考文が注目される理由である。
- (10) この「按語」を翟灝の四書考異の考證と比べると、論語疏考異が説文を引くこと、

四書考異が広韻を引くという点を除くと、両者の考證の進め方はきわめて類似する。また「説」と「悦」との関係を示す「通寫」という用語を用いている点でも一致する。さらに四書考異が「悦」字に作る例を、篇名を示してあげている点でも、一致する。阮元の論語注疏校勘記の考證と比べると、両者にそれほどの共通点はない。

- (11) 「悌」の考證について四書考異と比べると、論語疏考異が説文を引いているが、それを除き、四書考異の考證は論語疏考異に比べ詳細で、両者にあまり共通点は見えない。
- (12) 通用字体の「悦・説」で考えれば、「悦」字が説文に未収であるということが、そのまま当時用いられていなかったという結論には結びつかないだろう。決めるのは、その字体が何時の資料（ここでいう資料とは、伝抄資料ではない）に現れるか、ということであろうか。『中國石刻叢書 漢魏六朝隋唐五代字形表』（南方日報出版社 2011）は、「悦」字の用例を篆書で「魏 正始石經」、隸書で「東漢 池陽令殘碑」「東漢 淮源廟碑」など、「悌」字の用例を隸書で「東漢 張遷碑陽」、楷書で「北魏 元秀墓誌」などをあげているから、この時代には用いられていたことが明らかになる。
- (13) 当時の清朝の人が見ていた論語義疏は、本稿の初めにも触れたように、根本遜志が校正刊刻した論語集解義疏の翻刻本であって、旧抄本論語義疏ではない。今論語集解義疏がもついた足利本論語義疏を見てみると、「大廟」であって「太廟」に作っていない。そうして根本遜志が刻した論語集解義疏も「大廟」であって「太廟」ではない。さらに知不足齋叢書所収本も「大廟」である。これは撰述者の誤解か、あるいは撰述者の見た皇本に問題があって生じた疑問といわざるを得ない。ただこの問題とは別に「大廟」か「太廟」かということについては、古抄集解本のひとつである正和本は「太廟」であるから、古くはすべて「大廟」であるとはいえないようである。
- (14) この条について、わたしは論語義疏に「子温而厲」「子曰温而厲」「君子温而厲」の三種のテキストがあったのではないかと推定した。その詳細については、拙著『論語義疏の研究』第四章『『經典釈文』『論語音義』と『論語義疏』』を参照。
- (15) 大庭脩「日本伝存漢籍の中國還流の研究—七經孟子考文補遺と佚存叢書小考」（笠谷和比古編『中國に伝存の日本関係典籍と文化財』国際日本文化研究センター国際シンポジウム 2002）は、『七經孟子考文補遺』ができて、初めて刻本ができるので、『七經孟子考文』は写本のみで存在で、刊本はない。日本から中国へ船載したものは『七經孟子考文補遺』の刊本だけと考えるのを原則とした」という。
- (16) 七經孟子考文補遺については、呉騫の論語義疏參訂が「攷異」、翟灝の四書考異が「七經考文」、阮元の論語注疏校勘記が「攷文」として引いていて、本書が当時いかに重視されていたかがよくわかる。
- (17) この「云」字は、足利本『論語義疏』、清熙園本『論語義疏』のいずれも「曰」字であり、根本本が「云」字であるから、根本氏が校正刊刻の際に改めたものであろう。正和本は「曰」字である。本書の例に倣えば、「海國本作云」とあるべきところ

か。

(18) 撰述者は、「乃彼舊藏皇氏原本、若今従市舶購到者、又後來重刊本」(「詩云如切如磋」の条)というから、七経孟子考文に見える「古本」を「皇氏原本」として、「皇本」をその「重刊本」とみていたようである。

## まとめ

論語疏考異は、その「自序」からもわかるように、きわめて明確な目的のもとに作られていた。それは当時通行の論語集解に疑念をもっていた撰述者が、論語義疏を手がかりにして、「論語古本」の復元を図ったもので、新出資料である論語義疏を読むためのものではない。これは当時の中国で、開成石経にもとづく同系統のテキストだけが通行している状況の中で、それと異なる系統のテキストである論語義疏を用いることによって、始めて可能となったことで、この点に撰述者の優れた問題意識と方法をみるのである。本書が取りあげるのは経文に限られるが、考異の正確さにおいては、阮元の校勘記より勝っているだけでなく、それに付された「按語」、さらに七経孟子考文の引用の態度といい、撰述者の高い学問の水準をうかがわせる。ただ現在の研究レベルからすれば、撰述者が全幅の信頼を寄せた論語義疏のテキストにさまざまな疑問が存在するが、当時の人にそれを望むことはできない。また日本の古抄集解本、敦煌集解本、あるいは竹簡「論語」までが知られた現段階から見ると、撰述者の意図は評価できても、その結果は研究史の中のひとつの成果ということになるのであろう。

(東京外国語大学名誉教授)